

第13回定時株主総会招集ご通知 (交付書面非記載事項)

【事業報告】

- ・ 企業集団の現況に関する事項
財産及び損益の状況、企業集団の対処すべき課題、主要な事業内容、主要な営業所、従業員の状況、主要な借入先の状況、その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・ 会社の現況
株式の状況、新株予約権等の状況、会社役員の状況の一部、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用の状況、会社の支配に関する基本方針

【連結計算書類】

- ・ 連結貸借対照表
- ・ 連結損益計算書
- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

【計算書類】

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

【監査報告】

- ・ 連結計算書類に係る会計監査報告
- ・ 計算書類に係る会計監査報告
- ・ 監査役会の監査報告

(2025年2月1日から2026年1月31日まで)

サンバイオ株式会社

上記事項の内容につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

【事業報告】

企業集団の現況に関する事項

財産及び損益の状況

1. 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2023年1月期)	第11期 (2024年1月期)	第12期 (2025年1月期)	第13期 (当連結会計年度) (2026年1月期)
事業収益 (百万円)	—	—	—	—
経常損失 (△) (百万円)	△4,698	△2,824	△3,022	△4,291
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△5,559	△2,644	△2,882	△3,842
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△95.99	△40.48	△41.86	△52.55
総資産 (百万円)	7,045	5,047	3,447	15,621
純資産 (百万円)	4,428	2,792	1,762	13,604
1株当たり純資産額 (円)	62.12	38.08	21.93	170.93

2. 当社の財産及び損益の状況

区 分	第10期 (2023年1月期)	第11期 (2024年1月期)	第12期 (2025年1月期)	第13期 (当事業年度) (2026年1月期)
事業収益 (百万円)	—	—	—	—
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	1,863	416	△750	△2,172
当期純損失 (△) (百万円)	△8,871	△4,133	△3,545	△3,408
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△153.17	△63.29	△51.49	△46.62
総資産 (百万円)	6,593	4,623	3,159	15,530
純資産 (百万円)	4,388	2,701	1,650	13,604
1株当たり純資産額 (円)	61.48	36.74	20.35	170.93

企業集団の対処すべき課題

全世界で再生医療の産業化が徐々に進むなか、各国でも国レベルの取り組みがされています。国内でも、再生医療を政府の成長戦略の一つとして、この分野における科学・基礎研究への手厚い支援及び助成金の実施や、薬事法を改正し再生医療等製品への法制度の見直しを行ってきました。このような環境のなかで、当社グループは、細胞治療薬SB623の製造及び販売の開始をグローバルで目指すため、次の対処課題に取り組んでいきます。

1. アクーゴ[®]脳内移植用注（以下、「アクーゴ[®]」）の発売開始及び本承認の取得

2024年7月に、日本における条件及び期限付き製造販売承認を取得したアクーゴ[®]は、2025年12月に、製造販売承認事項一部変更承認を経て、現在、発売の準備に取り掛かっています。今下半期には、初出荷を実現する計画です。また、承認条件である7年間の製造販売承認期限内に製造販売後臨床試験等を実施し、本承認を取得する計画です。

2. 市販後の製造・物流・販売体制の本番稼働

当社グループは、従来の医薬品とは異なる性質を持つ再生医療等製品アクーゴ[®]の安定供給と適正使用を実現するため、製造・物流・販売体制の整備を進めてきました。製造面では、品質の維持に向けた取り組みを行ってきました。物流については、厳格な品質管理のもと、患者さんへ確実にアクーゴ[®]を届ける仕組みとして、株式会社スズケンと共同開発した流通管理システム（R-SAT[®]システム）を導入するなど、安定供給体制の構築を進めてきました。今期には、アクーゴ[®]の初出荷を予定しており、これまで構築してきた製造・物流・販売体制を実際に稼働させ、成功裏に本番運用を行う予定です。

3. 地域展開及びパイプラインの拡充

アクーゴ[®]の製造販売承認事項一部変更承認を経て、国内における発売準備を行っている現在、次の成長を見据えて、米国事業の再始動及び脳梗塞への再挑戦を行っていきます。既に、米国食品医薬品局（FDA）との間で、SB623外傷性脳損傷プログラムの臨床試験フェーズ3の試験デザインについて合意を得ており、引き続き臨床試験に向けた準備を行っていく予定です。また、国内のSB623脳梗塞プログラムについては、今期に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）との協議を開始したいと考えています。

4. 資金調達

当社グループは、前述のとおり、米国市場への展開およびSB623脳梗塞プログラム等の推進を通じて、持続的成長を目指しています。これに伴い、安定的かつ戦略的な資金調達体制の構築が不可欠であると認識しています。当社は、株式市場からの必要な資金の獲得、金融機関からの融資、補助金活用、および提携等、

多様な手段を組み合わせることで、資金調達基盤の強化および多角化を図っていきます。

5. 人材の獲得

当社グループは、現在、小規模組織で運営していますが、今後の成長に向けて人員の確保が重要となります。これからも、必要な人材を適切かつ十分に確保し、持続的成長を維持することに注力していきます。

主要な事業内容（2026年1月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、他家幹細胞を用いた細胞治療薬の研究開発及び販売業務であります。当社グループは他家幹細胞を用いた細胞治療薬事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

主要な営業所（2026年1月31日現在）

1. 当社の主な事業所

本社	東京都中央区
----	--------

2. 子会社

SanBio, Inc.	米国カリフォルニア州オークランド市
--------------	-------------------

従業員の状況（2026年1月31日現在）

1. 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
他家幹細胞を用いた細胞治療薬事業	23 (0) 名	3 (-) 名増
全社（共通）	10 (0) 名	1 (-) 名増
合計	33 (0) 名	4 (-) 名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パートなどの臨時社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
33名	47.8歳	3.3年

区分	従業員数	前事業年度末比増減
他家幹細胞を用いた細胞治療薬事業	23 (0) 名	3 (-) 名増
全社（共通）	10 (0) 名	1 (-) 名増
合計	33 (0) 名	4 (-) 名増

(注) 従業員数は就業員数であり、パートなどの臨時社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

主要な借入先の状況（2026年1月31日現在）

1. 企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	129百万円

2. 当社の主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	129百万円

その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の現況

株式の状況 (2026年1月31日現在)

1. 発行可能株式総数 150,000,000株
2. 発行済株式の総数 78,033,331株
3. 株主数 54,037名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
川 西 徹	12,221	15.6
森 敬 太	5,997	7.6
株 式 会 社 S B I 証 券	1,294	1.6
野 村 証 券 株 式 会 社	1,147	1.4
大 高 功	500	0.6
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	444	0.5
松 井 証 券 株 式 会 社	264	0.3
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	244	0.3
安 井 勝 孝	229	0.2
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	223	0.2

(注) 持株比率は自己株式 (540株) を控除して計算しております。

新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第35回新株予約権	
発行決議日		2025年1月20日	
新株予約権の数		28,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	28,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり	－円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	742円 742円)
権利行使期間		2025年2月4日から 2035年1月19日まで	
行使の条件		(注) (a)(b)(c)	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	28,000個 28,000株 5人
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	－ － －

(注) 新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者が、役員提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役員提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (b) 本新株予約権者が、米国内国歳入法典第22条(e)(3)に定義される完全かつ恒久的な障害に該当した結果役員提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役員提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (c) 本新株予約権者が役員提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

		第36回新株予約権	
発行決議日		2026年1月9日	
新株予約権の数		75,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 75,000株 (新株予約権1個につき 1株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり -円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,898円 (1株当たり 1,898円)	
権利行使期間		2026年1月27日から 2036年1月8日まで	
行使の条件		(注) (a)(b)	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	75,000個
		目的となる株式数	75,000株
		交付者数	3人
	子会社の役員 及び使用人	新株予約権の数	-
		目的となる株式数	-
		交付者数	-

(注) 新株予約権の行使の条件

- (a) 本新株予約権者が、役務提供者でなくなった場合、本新株予約権者は、役務提供者でなくなった日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から3ヶ月間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。
- (b) 本新株予約権者が役務提供者である間に死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、当該死亡の日において確定し行使可能である本新株予約権のみを、当該日から1年間以内（但し、いかなる場合においても行使期間満了日まで）に限り行使することができる。

3. その他新株予約権等の状況

2025年2月14日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債
社債の総額	1,080,000,000円
各社債の金額	30,000,000円の1種
利率	本社債には利息を付さない
社債の発行日	2025年3月3日
償還の方法及び期日	(注) (a)(b)(c)(d)
募集または割当方法	第三者割当の方法により、発行した社債の総額をCVI Investments, Inc.に割当てた。

(注) 償還の方法及び期日

(a) 満期償還

本社債は、2029年3月8日にその総額を本社債の金額100円につき金109円で償還する。

(b) 繰上償還

本新株予約権付社債の社債権者は、2028年3月3日に、その選択により、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金109円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該繰上償還を請求する場合、2028年3月3日の5銀行営業日以上前までに事前通知を行う。

(c) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(d) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を当該本新株予約権付社債の社債権者の同意を得た上で買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

	第1回無担保転換社債型 新株予約権
発行決議日	2025年2月14日
社債に付された新株予約権の数	36個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	・新株予約権の目的となる株式の種類は普通株式とする。 ・新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権に係る社債の発行金額の総額を発行要項に定める転換価額で除した数とする。
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり ー円
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額	・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初1,225円とする。ただし、転換価額は、発行要項の規定に従い修正または調整される。
権利行使期間	2025年3月4日から 2029年3月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	(注) (a)
行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をCVI Investments, Inc.に割当てた。

(注) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

- (a) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

会社役員の状況

1. 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

2025年4月23日に、監査役佐藤洋一氏は、一身上の都合により辞任いたしました。

2. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役古谷昇氏は、株式会社ジンズホールディングス社外取締役、トグルホールディングス株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役植田俊道氏は、株式会社ホンキートンク代表取締役、サインポスト株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査役山角健氏は、ファーマバイオ株式会社社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

- ・社外取締役

	主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 古谷 昇	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。また、同氏は経営に関する高い見地に基づき、当社の経営戦略並びに業績について貢献することが期待されていたところ、取締役会において、独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適時必要な発言を行うなど、社外取締役としての職責を十分に果たしております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

- ・社外監査役

	主な活動状況
監査役 棚橋正顕	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経営戦略並びに業績について、適宜必要な発言を行っております。

		主な活動状況
監査役	植田俊道	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。
監査役	山角健	当事業年度に当該役員就任以後に開催された取締役会10回のうち10回、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。経営に関する高い見地に基づき、且つ独立性を踏まえた中立の立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の研究開発並びに内部管理体制について、適宜必要な発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 補償契約の内容の概要

当社は、当社取締役川西徹氏、森敬太氏及び古谷昇氏並びに当社監査役棚橋正顕氏、植田俊道氏及び山角健氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償することで当社の役員が善管注意義務に違反することとなる場合は補償を要しないなど、一定の制限を設けております。

5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因する損害等の場合には、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役（退任した取締役及び監査役を含む）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

会計監査人の状況

1. 名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人の監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき相当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

業務の適正を確保するための体制

当社取締役会が、業務の適正を確保するために必要な体制の整備について決議した内容の概要は、次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社において法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス宣言」を制定し、全社に周知・徹底することにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (2) 当社及び当社子会社において内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (3) 当社及び当社子会社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する体制

- (1) 当社及び当社子会社の取締役会において、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- (2) 当社及び当社子会社の危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速対処するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社における取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
- (2) 当社及び当社子会社における取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (3) 当社及び当社子会社の取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- (1) 職務執行上の重要な事項に関して、親会社へ定期的な報告がなされる体制を整備する。

6. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 管理本部が管理担当となり、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
 - (2) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、管理本部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 - (3) 管理本部は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。なお、管理本部については、代表取締役会長が内部監査を実施し、代表取締役社長に報告する。

7. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - (1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助にあたらせる。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
 - (2) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び子会社の取締役、監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役会のほか重要会議である執行役員会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (2) 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

10. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 監査役へ報告を行った役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4) 監査役は、監査業務に必要なと判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、2014年12月に取締役会決議を行った当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

2025年2月1日から2026年1月31日までの期間においては、職務の執行が効率的に行われること及び業務の適正を確保することを目的として、当社グループにおける主要な業務プロセスの精査及び変更を行い、運用体制の整備に努めました。

また、当社グループはそれぞれ内部通報窓口を設置しており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、特に定めておりません。

【連結計算書類】

連結貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,489,546	流 動 負 債	534,293
現金及び預金	15,083,233	1年内返済予定の長期借入金	129,000
前 渡 金	198,936	未 払 金	165,452
そ の 他	207,376	未 払 費 用	212,671
固 定 資 産	131,993	未 払 法 人 税 等	1,210
有形固定資産	69,115	賞 与 引 当 金	12,523
建物及び構築物	19,844	そ の 他	13,436
工具、器具及び備品	49,270	固 定 負 債	1,482,579
無形固定資産	43,891	転換社債型新株予約権付社債	1,109,700
投資その他の資産	18,986	繰 延 税 金 負 債	372,879
資 産 合 計	15,621,539	負 債 合 計	2,016,873
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	19,465,240
		資 本 金	8,375,431
		資 本 剰 余 金	12,086,873
		利 益 剰 余 金	△995,899
		自 己 株 式	△1,164
		その他の包括利益累計額	△6,126,751
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△6,126,751
		新 株 予 約 権	266,177
		純 資 産 合 計	13,604,666
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,621,539

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書
(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
事業費用		
研究開発費	2,678,088	
その他の販売費及び一般管理費	1,116,722	3,794,811
営業損失(△)		△3,794,811
営業外収益		
受取利息	6,471	
その他	78	6,550
営業外費用		
支払利息	5,819	
社債利息	29,700	
為替差損	326,330	
資金調達費用	45,542	
株式交付費	94,290	
その他	1,800	503,482
経常損失(△)		△4,291,743
税金等調整前当期純損失(△)		△4,291,743
法人税、住民税及び事業税法人税等調整額	1,329 △450,460	△449,131
当期純損失(△)		△3,842,612
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△3,842,612

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年2月1日から2026年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,496,192	6,207,634	△698,901	△1,128	8,003,796
当期変動額					
新株の発行	7,652,046	7,652,046			15,304,092
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△3,842,612		△3,842,612
自己株式の取得				△36	△36
資本金から剰余金への振替	△1,772,807	1,772,807			－
欠損填補		△3,545,614	3,545,614		－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					－
当期変動額合計	5,879,239	5,879,239	△296,998	△36	11,461,443
当期末残高	8,375,431	12,086,873	△995,899	△1,164	19,465,240

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△6,448,629	△6,448,629	207,754	1,762,921
当期変動額				
新株の発行				15,304,092
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)				△3,842,612
自己株式の取得				△36
資本金から剰余金への振替				－
欠損填補				－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	321,878	321,878	58,422	380,301
当期変動額合計	321,878	321,878	58,422	11,841,744
当期末残高	△6,126,751	△6,126,751	266,177	13,604,666

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

【連結注記表】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 SanBio, Inc.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 6～30年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）で償却しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(3) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 29,119千円

2. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約及びタームローン契約を締結しております。そのうち、当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント契約の総額	3,000,000千円
借入実行残高	—千円
差引未実行残高	3,000,000千円

なお、貸出コミットメント契約及びタームローン契約については、財務制限条項(契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること)及び遵守事項(契約期間において連結損益計算書の当期純利益に関する事項及びアクローゴ[®]の承認に関する事項等)が付されております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 78,033,331株

2. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 267,936株

(リース取引に関する注記)

オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	37,339千円
1年超	17,396千円
合計	54,735千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金繰計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入及び新株の発行により調達しております。

外貨建の現金及び預金、金銭債務である未払金等は、為替変動リスクに晒されております。外貨建の債権債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。また、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (注)	時価 (注)	差額
(1) 転換社債型新株予約権付社債	(1,109,700)	(1,099,592)	(△10,107)
(2) 1年内返済予定の長期借入金	(129,000)	(129,000)	-

(注) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
転換社債型新株予約権付社債	-	1,099,592	-	1,099,592
1年内返済予定の長期借入金	-	129,000	-	129,000
負債計	-	1,228,592	-	1,228,592

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

転換社債型新株予約権付社債

元利金の合計額を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金

変動金利による借入の時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	170円93銭
1株当たり当期純損失(△)	△52円55銭

(重要な後発事象に関する注記)

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2026年3月17日開催の取締役会において、2026年4月22日開催の第13回定時株主総会に資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議しました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元（配当及び自己株式取得）を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行います。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものです。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額 8,375,431,429円のうち1,704,395,542円

資本準備金の額 8,372,931,414円のうち1,704,395,541円

(2) 増加するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 3,408,791,083円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金 3,408,791,083円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金 3,408,791,083円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2026年3月17日

(2) 株主総会決議日 2026年4月22日（予定）

(3) 債権者異議申述最終期日 2026年5月29日（予定）

(4) 効力発生日 2026年6月5日（予定）

【計算書類】

貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,296,772	流 動 負 債	442,948
現金及び預金	14,178,846	1年内返済予定の長期借入金	129,000
前払費用	56,398	未払金	84,264
その他	61,526	未払費用	202,514
固 定 資 産	1,233,340	未払法人税等	1,210
有形固定資産	69,115	預り金	13,436
建物	19,844	賞与引当金	12,523
工具、器具及び備品	49,270	固 定 負 債	1,482,579
無形固定資産	43,891	転換社債型新株予約権付社債	1,109,700
投資その他の資産	1,120,333	繰延税金負債	372,879
関係会社長期貸付金	3,073,200	負 債 合 計	1,925,528
その他	978,133	(純 資 産 の 部)	
貸倒引当金	△2,931,000	株 主 資 本	13,338,406
資 産 合 計	15,530,112	資 本 金	8,375,431
		資 本 剰 余 金	8,372,931
		資 本 準 備 金	8,372,931
		利 益 剰 余 金	△3,408,791
		その他利益剰余金	△3,408,791
		繰越利益剰余金	△3,408,791
		自 己 株 式	△1,164
		新 株 予 約 権	266,177
		純 資 産 合 計	13,604,584
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,530,112

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
事業費用		
研究開発費	885,411	
その他の販売費及び一般管理費	839,604	1,725,016
営業損失 (△)		△1,725,016
営業外収益		
受取利息	137,237	
その他	78	137,316
営業外費用		
支払利息	5,819	
社債利息	29,700	
為替差損	407,398	
資金調達費用	45,542	
株式交付費	94,290	
その他	1,800	584,551
経常損失 (△)		△2,172,250
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入額	1,685,317	1,685,317
特別損失		
関係会社株式評価損	3,371,108	3,371,108
税引前当期純損失 (△)		△3,858,041
法人税、住民税及び事業税	1,210	
法人税等調整額	△450,460	△449,250
当期純損失 (△)		△3,408,791

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

【個別注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式
 - 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定額法によっております。
なお、耐用年数は、次のとおりであります。
建物 6～30年
工具、器具及び備品 3～15年

 - (2) 無形固定資産
定額法によっております。

3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 繰延資産の処理方法
株式交付費
支出時に全額費用として処理しております。

 - (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 29,119千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く。) | |
| 長期金銭債権 | 961,018千円 |
| 3. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 金銭債権 | 355千円 |

4. 貸出コミットメント契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と貸出コミットメント契約及びタームローン契約を締結しております。そのうち、当事業年度末における貸出コミットメント契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント契約の総額	3,000,000千円
借入実行残高	—千円
差引未実行残高	3,000,000千円

なお、貸出コミットメント契約及びタームローン契約については、財務制限条項(契約期間において連結貸借対照表上の現金及び預金、及び純資産が一定金額以上を維持すること)及び遵守事項(契約期間において連結損益計算書の当期純利益に関する事項及びアクーゴ®の承認に関する事項等)が付されております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引による取引高	
受取利息	132,999千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	540株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
株式報酬費用	83,896千円
関係会社株式評価損	12,133,692千円
貸倒引当金	923,821千円
繰越欠損金	1,315,778千円
その他	9,341千円
繰延税金資産小計	14,466,529千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,315,778千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△13,150,751千円
評価性引当額小計	△14,466,529千円
繰延税金資産合計	<u> -</u> 千円
繰延税金負債	
関係会社貸付金換算差額	△372,879千円
繰延税金負債合計	<u>△372,879千円</u>
繰延税金負債の純額	<u> 372,879千円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SanBio, Inc.	所有 直接 100%	役員兼務				
			資金の貸付	資金の貸付	—	関係会社長期貸付金(注2)	3,073,200
				利息の受取(注1)	132,999	投資その他の資産その他(注2)	961,018
			増資の引受	増資の引受(注3)	2,712,095	—	—
			債務の保証	債務保証(注4)	400,000	—	—
			出向者の受入等	出向者人件費等(注5)	△407,983	—	—
				出向者出張費等(注6)	△92,243	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) SanBio, Inc.への資金の貸付に係る利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) SanBio, Inc.への関係会社長期貸付金及び長期未収収益に対し、2,931,000千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において1,685,317千円の関係会社貸倒引当金戻入額を計上しております。

(注3) SanBio, Inc.への増資の引受については、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金等の現物出資は含んでおりません。

(注4) 当社は銀行借入に対してSanBio, Inc.より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注5及び6) SanBio, Inc.への出向者に関する出向者人件費等及び出向者出張費等について、期中にデット・エクイティ・スワップ方式による現物出資を行っております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	森 敬太	被所有 直接 7.6%	当社 代表取締役社長	経費の立替(注)	1,776	流動資産その他	355

(注) 経費の立替は、実際発生額を精算したものであります。

(収益認識に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	170円93銭
1株当たり当期純損失(△)	△46円62銭

(重要な後発事象に関する注記)

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

詳細については、連結計算書類の【連結注記表】(重要な後発事象に関する注記)をご参照ください。

【監査報告】

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

サンバイオ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野明宏
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川満美

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンバイオ株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンバイオ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

サンバイオ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ	
東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐野明宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中川満美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンバイオ株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月27日

サンバイオ株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役（社 外 監 査 役） 棚 橋 正 顕 ㊟

監 査 役（社 外 監 査 役） 植 田 俊 道 ㊟

監 査 役（社 外 監 査 役） 山 角 健 ㊟

以 上